



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ2010 推進ニュース

— 介護ウェーブの “Big Wave” をおこそう! —

方針「今後の介護ウェーブの取り組みについて」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう!

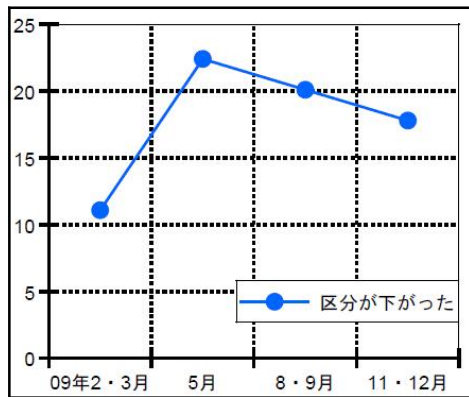
「要介護認定制度」09年10月の見直しでも介護度判定の軽度化は改善されず! 北海道社保協の「自治体・広域連合調査」から判明 124の自治体・広域連合から回答

昨年4月からの要介護認定方法の改悪により、「要介護・要支援認定区分」が従来よりも低く出ることが様々な調査で明らかになり、道社保協が09年6月に行った調査でも軽度判定が約2倍になることを明らかにしました。国は「経過措置」を設けてスタートさせましたが、批判を受けて判定基準の再見直しを行い、昨年10月から新たな基準で実施してきました。しかし、再見直しでも引き続き軽度判定となるとの声が出ていました。そこで、道社保協は、再見直しによって介護度の判定結果にどのような変化が現れているのかを調査し、昨年に行った調査と比較・検討を行うこととしました。調査には、124の自治体・広域連合から回答があり、回収率は72.5%でした。



2010.4.16 記者発表

更新申請は、軽度判定が元に戻らず1.6倍! 経過措置廃止で被害拡大

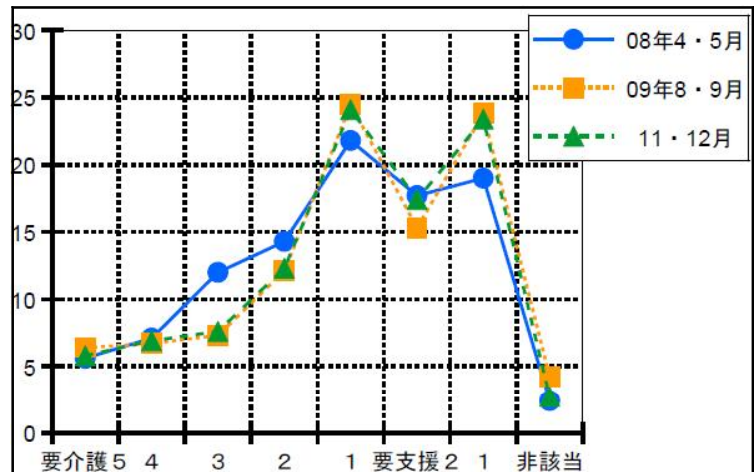


更新申請者で、更新前の介護度・要支援度の変化を見ると(グラフ左)、「介護度区分が下がった」人が、改悪前は全体の11.1%でしたが、改悪後は22.4%(09年5月)、20.1%(8・9月)となり、見直し後も17.8%(11・12月)と依然として改悪前の1.6倍となっています。

国は昨年4月から、本人が希望すれば元の介護度にする「経過措置」を導入していましたが、10月からは経過措置もなく下がったままの介護度になるため、必要なサービスが受けられないなど被害が拡大しています。

新規申請は、軽度に判定される傾向に変化なし

新規申請者は、経過措置もなく改悪後は、はじめから軽度判定になることが問題になっていました。今回の調査で、介護度の区分毎の分布を見ると、要介護3・2の比率が下がり、要介護1・要支援1の比率が上がったままとなり、改悪前(08年4・5月)に比べて明らかに軽度化しています。(グラフ右: 08年4・5月は厚労省発表)



要支援・要介護認定制度の抜本的な見直しを

改悪前に戻っていないのは、昨年4月からの変更点である「調査項目の変更」や「コンピューターによる一次判定の変更」、「認定審査会資料の統計指標の削除」等については見直しが全く行われず、「判定基準の変更」に限定したためです。改悪は、日常生活動作に特化したものになっており、認知症などは軽く判定されるという問題について検討されませんでした。しかし、「要介護認定見直しに係る検証・検討会」の報告では、『要介護度別の分布については、昨年4月からの見直しと比べると非該当者及び軽度者の割合は大幅に減少し、おおむね同等の分布となったものの、過去3年と比べて一部の軽度者の割合が若干大きくなっていることも事実である』として、検討会を解散してしまいました。軽度者については「大幅に減少している」とは言えません。

改めて、国及び関係機関による調査・検証が必要であり、利用者の実態からの告発が必要です。本来、介護度は、高齢者が必要とされる介護が受けられるかどうかに関点を置いて決めるべきです。「要介護認定制度」が介護給付費抑制の調整弁にされている役割が依然として変わっていません。不十分な調査項目や判定基準、コンピューターによる機械的な判定、1件の審議時間が数分という審査会での審議などで適切な判定はできません。認定制度の抜本的な見直しが必要です。

(北海道社会保障推進協議会 2010年4月21日より)

途中での介護保険料値下げは大阪では初めて!!藤井寺社保協の頑張りで値下げが実現しました!! 第3期末準備基金87.6%を繰入して2010年度から介護保険料を値下げ(大阪)

藤井寺市の介護保険料第3期末準備金残高は 202,211,000 円、第4期繰入額は 36,500,000 円で、くり入れ率 18.1%でした。くり入れ率大阪府下平均 71.9%を大きく下回る不名誉なワースト1です。

藤井寺社保協はこの事実を藤井寺市につきつけ何度も交渉を行いました。また独自のビラも作成し宣伝行動も行ってきました。その結果3月議会で追加繰入金 140,500,000 円になり、合計 177,000,000 円が第4期に繰り入れられました。率は 87.6%と飛躍的に前進しました。これで介護保険料基準額が 4,800 円から 4,400 円に減額される事になります。

介護保険料は3年ごとに改定され、第4期は2009年～2011年度です。今回の途中での値下げは大変に画期的であり、まさに藤井寺社保協の1年のたたかいが勝ち取った快挙といえるでしょう。

大阪社保協は、2009年1月に大阪府内市町村の介護保険料準備基金残高と第4期繰入額を明らかにし、繰入率順位一覧を作り発信。そして、各地域社保協などが3月議会前に猛烈に運動をして、多くの自治体が繰入を行い、結果として値上げは9自治体、すえおきは7自治体、値下げは25自治体で、値下げ自治体率 61%。これは全国的にも値下げ率が高く、また大阪のたたかいが反映した結果となりました。しかし、その中で藤井寺市は記事にもあるように、繰入率 18%と府内最低でした。藤井寺社保協はただちに動き、再三交渉などを実施、さらに夏の自治体キャラバン行動でもこの問題を鋭く迫り、介護保険課長も答弁不能の状況となっていました。

昨年のもんごく保実態調査での聞きとりで多くの高齢者が語っていたように、低所得者にとっては介護保険料は、後期高齢者医療保険料よりも国保料よりも高く、暮らしを圧迫しています。「1円でも安くしてほしい」との深刻な声に応えた藤井寺社保協の頑張りに大きな拍手を送りたいと思います。

(大阪社保協 FAX 通信 第897号 2010.4.21より)

【介護保険活用ブックレット】(注文は大阪社保協まで)

「ここまでできる! ホームヘルプサービス“利用者の望む暮らし”を実現するために」は毎日新聞、新聞あかはた、シルバー新報で紹介され注文が殺到中! 豊富な事例からローカルルールの問題点等をズバッと指摘する一冊です。



お問い合わせは、「介護ウェブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp